

オウム対策住民協議会ニュース

烏山地域オウム
真理教(現アレフ)
対策住民協議会

オウム「観察処分」の期間 3年間更新を決定

去る1月23日正式に「観察処分」の3年間更新が決定されました。住民協議会では、昨年5月「観察処分」延長を願って署名活動を始めました。7月、8月暑さの中での署名は大変でしたが、多くの人達の協力をいただきました。その署名の輪は日を追って大きく広がり、9月3日約4万人の署名簿を持参し、公安調査庁及び公安審査委員会へ要請行動を行いました。その後12月に

2度目の署名簿を持参して公安調査庁に要請を行いました。

以上のような行動の結果もあって、公安調査庁は公安審査委員会に3年間更新の請求をしました。そして公安審査委員会で審議を重ねた結果、3年間の更新が下されたものです。

「観察処分」更新決定を行った公安審査委員会の深いご見識に敬意を表すと共に、この活動にご参加いただきご協力いただいたすべての皆様へ感謝申し上げます。

ご協力に感謝します

住民協議会ではこれからの活動の目標、麻原彰晃に対する裁判の結果にオウムがどのような行動に出るのか、など、多くの問題を抱えながら、どんなことが出来るか、どんな結果が出るか恐れる事なく、活動を推し進めて行きたいと思っております。そしてその事がオウム解散・退去につながることを信じています。住民の皆様方には尚一層のご支援とご協力をお願い致します。

＝告 示＝ 平成15年1月29日発行の「官報」より抜粋

○公安審査委員会告示第1号

「麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体」に対する規制処分請求事件について、次のとおり決定したので、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第26条第6項において準用する同法第24条第3項により告示する。

平成15年1月29日

公安審査委員会委員長 藤田 耕三

決 定

被 請 求 団 体 麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体

主たる事務所の所在地 東京都世田谷区南烏山6丁目30番19号「GSハイム烏山」1階

代表者の氏名 麻原彰晃こと松本智津夫
昭和30年3月2日生(当47年)

代表者の職業 団体主宰者

代表者の居所 東京都葛飾区小菅1丁目35番1号 東京拘置所

主幹者の氏名 上祐史浩
昭和37年12月17日生(当40年)

主幹者の職業 団体役員

主幹者の居所 東京都世田谷区南烏山6丁目30番19号「GSハイム烏山」201号室

平成14年12月2日、公安調査庁長官町田幸雄から、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号。以下「法」という。)第12条第1項後段の規定に基づき、被請求団体に対し、法第5条第4項の処分の請求があったので、当委員会は、審査を遂げ、次のとおり決定する。

主 文

- 1 被請求団体に対する平成12年1月28日付け当委員会決定に係る、被請求団体を、3年間、公安調査庁長官の観察に付する処分の期間を更新する。
- 2 被請求団体は、法第5条第5項において準用する同条第3項第6号に規定する「公安審査委員会が特に必要と認める事項」として、次の事項を公安調査庁長官に報告しなければならない。

- (1) 被請求団体の構成員に関する出家信徒及び在家信徒の別並びに出家信徒の位階
- (2) 被請求団体作成のインターネット上のホームページに係る接続業者名、契約名義人の氏名及び掲載の管理・運営責任者の氏名

第6 結論

- 1 本件処分請求に理由があること
以上のとおりであって、本件処分請求は理由があるので、法第26条第6項において準用する法第22条第1項第3号の規定に基づき、被請求団体に対し、法第5条第4項に規定する、公安調査庁長官の観察に付する処分の期間を3年間更新する処分を行うこととする。
- 2 法第5条第5項において準用する同条第3項第6号に規定する「公安審査委員会が特に必要と認める事項」について
 - (1) 「被請求団体の構成員に関する出家信徒及び在家信徒の別並びに出家信徒の位階」について被請求団体においては、その構成員が、一般社会との関係を断絶して活動する「出家信徒」及びその他の「在家信徒」に区分され、このうち「出家信徒」については位階制度が設けられていることから、その位階と被請求団体内部における地位・役割との対応関係を把握し、その活動状況を継続して明らかにするため、上記事項を報告させることを特に必要と認める。
 - (2) 「被請求団体作成のインターネット上のホームページに係る接続業者名、契約名義人の氏名及び掲載の管理・運営責任者の氏名」について被請求団体は、インターネット上のホームページを利用して団体の活動を広報するとともに構成員に対する指示・連絡を行っているものと認められることから、同ホームページが被請求団体の意思に基づいて掲載されているか否かを把握し、その活動状況を継続して明らかにするため、上記事項を報告させることを特に必要と認める。

よって、主文のとおり決定する。

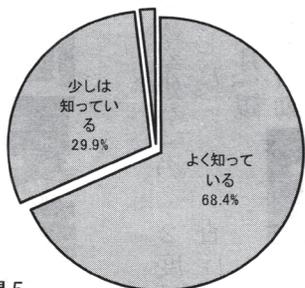
平成15年1月23日

公安審査委員会委員長 藤田 耕三 委員 大川 隆康 木村 治美 波多野 敬雄 山岸 一平 西室 泰三 藤村 輝子

世田谷区生活環境影響調査より

区の危機管理室が「安全安心まちづくり条例」に基づき昨年6月末、区内に在住している20歳以上の男女2000人を対象に実施した世田谷区生活環境影響調査の結果が11月に発表されました。調査項目は9項目。そのうち5項目が直接オウム真理教（現アレフ）に関するものでした。

設問5「サリン事件を引き起こした団体の認知度」について「よく知っている」が68.4%で、「少しは知っている」が29.9%、合計で98.3%に達しましたが、「よく知っている」では烏山の78.4%に対し、離れた玉川では62.4%と差があり、年齢別では60歳以上の79.2%に対し、20～39歳では63.9%で情報量の差を感じます。マンションの1階部分が2つの大道場に改装され、教団幹部が居住し、今もって麻原彰晃のビデオやテープが流され、昼夜を問わずサンスクリット語とみられる呪文が聴かれる異様な空間、まさにここは教団の本部なのです。



設問5
サリン事件を引き起こした団体の認知度

設問6の「団体の実質上の本部所在地の認識」では「知っている」が68.4%、「知らない」が31.5%。地域別では、烏山の96.6%に対し他の4地域では、平均65.0%でした。特に年齢別では区全体で68.4%に対し20～29歳では45.1%と極端に低いことも分かりました。観察処分の認知度は68.3%が「知っている」と答えていますが、処分が今年の1月末の期限付きだったことについては「知っている」が僅か10.1%で「知らない」が87.0%でした。

信者は現在全国で1650人余り（2月5日テレビ報道より）、サリンなどによる無差別大量殺人を指導した麻原彰晃の教義に沿った布教や資金獲得活動を展開しています。私たちは安心して住める区、地域を目指し観察処分は教団が解散するまで、を再確認し、活動していく必要を強く感じています。

私たちは常に行動しています！

オウム集中セミナーに監視と抗議行動 H14・12・28

暮れも押し詰まった昨年12月28日午前7時。「オウムの集中セミナーが開かれる」との情報に30人を超す烏山の住民協議会メンバー、総合支所関係者がオウム信者が住むマンション前に集結しました。上祐の説法は1分で3万円、参加費は50万円かかる（夜のフジテレビ）というのに、在家信者がぞくぞく集まって来ました。「中で一体何が行われるのか」。不信な眼、顔、顔。午前7：00から午後1：00まで監視と抗議を行いました。

オウム布教活動に怒りの抗議 H15・1・23

オウム教団が烏山に居住した時約束された布教活動は行わない—それなのに1月13日、南烏山1丁目周辺に上祐史浩の写真入りのチラシがポスティングされました。このような現状は私たち住民にとっては、恐怖と脅威の生活を続けることに変わりありません。よって23日実行委員会後夜9：00オウム居住マンションへ怒りの抗議を行いました。また、同じような布教チラシは15日、桜新町2丁目周辺にも配られました。警察では配っている現場を見かけたら直ちに110番通報して欲しいと言っています。と同時に住民協議会にもご一報ください。

世田谷区主催でシンポジウム開催 H15・1・24

「オウム真理教問題シンポジウム」～なぜ若者たちはオウムに走ったのか～が区主催により世田谷区民会館で行われ、終了後、講師を囲んで意見交換が行われました。

第1部 基調講演

テーマ「科学と教育の果たすべき役割」

講師 安齋 育郎 立命館大学 国際関係学部教授

第2部 パネルディスカッション

テーマ「オウム真理教問題から私たちは何を学ぶのか」

パネリスト

安齋 育郎 立命館大学 国際関係学部教授

渡辺 学 南山大学 総合政策学部教授

櫻井 義秀 北海道大学大学院 文学研究科助教授

滝本 太郎 弁護士

コーディネーター

江川 紹子 ジャーナリスト

横浜から連帯のお手紙

寒さが連日続くなか、体調は如何ですか？昨年11月には御手紙と資料ありがとうございました。1度は現場に行ってみたいと思っています。オウム新法の観察処分も延長となり、一安心。それと、政府がやっと国内外の指定団体の資産の凍結・没収などを目的とする「反テロ活動法案」の制定に向け検討に入った事もいい方向だと思います。いつも一番気がかりなのは、横浜市民（一般市民）のオウムに対する無関心さです。横

浜でも「アジト」が増えつつあり、当マンションでも依然としてオウム専用掲示板で「今も、麻原を崇拝、テロの危険性消えず」「オウム教祖の影、今も、勢力は拡大傾向」などの新聞記事と送られた協議会ニュースを貼っていますが、見る人もいない様ですし、私に質問してくる人もほとんどいません。すべての原点は1989年11月初旬の横浜・洋光台での坂本一家惨殺にあると思うのですが。

オウム反対運動をしている横浜市 志賀 準

この全区版ニュースは、世田谷区内の新聞販売店のご好意により各家庭に配られています。新聞販売店の皆さま、ご協力ありがとうございます。

住民協議会活動報告

12月28日(土) AM7:00～PM1:00

「オウム教団集中セミナー」への監視・抗議行動

1月11日(土) 企画部会

1月23日(木) 実行委員会

1月23日(木) PM9:00 オウム教団へ抗議行動

1月24日(金) 「オウム真理教問題シンポジウム」参加

1月24日(金) 世田谷区民会館前にて

「観察処分」の期間更新お礼のチラシ配り

1月27日(月) 広報部会

1月28日(火) PM4:00～ 千歳烏山駅前にて

「観察処分」の期間更新お礼のチラシ配り

2月3日(月) 広報部会

2月10日(月) 協議会ニュース23号全区版発行

協議会ホームページアドレス <http://www.kyogikai.jp>

この協議会ニュースは、皆様の募金により発行されています。